

### 玉掛技能講習受講申込書

受講区分 (記入不要)	19h	18h	16h	15h		
受講希望日	令和	年	月	日～	月	日

写真貼付  
タテ 30mm  
ヨコ 25mm  
(無帽・無背景)  
JPEGデータ可

受講番号	※受講番号は記入不要						
フリガナ			生年月日	昭和	年	月	日
氏名			希望する旧姓 又は通称	希望する旧姓 又は通称			
旧姓又は通称の併記	希望する	※併記を希望される方は「希望する」に○をつけてください。					
現住所	〒		TEL	-	-		

修了証には上記の氏名・生年月日・住所を記載いたします。

勤務先	名称					
	住所	〒				
	TEL			FAX		

**この欄に次の書類を貼付してください。 ※②③は該当する方のみ**

- ① 自動車運転免許証のコピー 健康保険証のコピー マイナンバーカードのコピー 住民票の写し
- ② 旧姓又は通称の併記をご希望される方は、旧姓又は通称が併記された住民票、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等の公的書類
- ③ 下記に該当する免許証、資格証又は修了証のコピー

- ① 19時間コース(学科12時間 実技7時間) ... 不要
  - ② 18時間コース(学科12時間 実技6時間)
    - Ⓐ 下記のいずれかの業務に6ヶ月以上従事した経験がある方
      - ・ つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務
      - ・ つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転業務
      - ・ 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務
      - ・ つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転・跨線テルハの運転の業務
      - ・ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)業務
      - ・ つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務
    - Ⓑ 下記のいずれかの業務に1ヶ月以上従事した経験がある方
      - ・ 鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務
      - ・ 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務
  - ③ 16時間コース(学科11時間 実技5時間)
 

クレーン、移動式クレーン、デリック、若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛の補助業務又は制限荷重荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛業務に6ヶ月以上従事した経験がある方
  - ④ 15時間コース(学科9時間 実技6時間)
    - Ⓐ クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた方
    - Ⓑ 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方
- ※②又は③に該当する方は裏面もご記入ください。

**【注意事項】**

- ・手書きの際は黒のボールペンでご記入ください。
- ・記載事項の誤りに伴う修了証の再交付は、手数料2,200円(税込み)がかかります。

安全衛生マネジメントセンター合同会社 殿  
〒811-1302 福岡市南区井尻2-47-7-1  
TEL 092-558-5262/FAX 092-558-4344

**【申込書送信先】**

info@anzeneisei-mc.co.jp

**【記入不要】**

本人確認書類  免許証  保険証  住民票  その他

受付者 実施管理者

※ご記入いただいた項目は、当該技能講習・安全衛生教育の事業以外では一切利用いたしません。

## 業務経験証明書

下記より従事した業務に✓(チェック)と期間を記入してください。

### 【18時間コース】

- ① 従事期間6か月以上
- つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務
  - つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転業務
  - 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務
  - つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転・跨線テルハの運転の業務
  - つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)業務
  - つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務
- ② 従事期間1か月以上
- 鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務
  - 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務

### 【16時間コース】

- 従事期間6か月以上
- クレーン、移動式クレーン、デリック、若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛の補助業務
  - 制限荷重荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛業務(玉掛特別教育修了証添付)

#### 特別教育修了証貼付欄

※特別教育の修了証をお持ちでない方は修了年月日を記入してください。

【修了年月日】      年      月      日

従事期間：      年      月～      年      月(      年      ヶ月)

上記業務に従事したことを証明いたします。

事業所名

